様式６-２（「要再検」新生児聴覚検査実施医療機関→保護者）

**新生児聴覚検査　結果のお知らせ**

今回の検査（　　　年　　　月　　　日実施）では、　 右耳 ・ 左耳 ・　両耳とも

でお子さんの音に対するはっきりした反応をとらえることができませんでした。詳しい検査を　受けられることをお勧めします。

また、生後３週間以内であれば、尿検査により小児難聴の原因となる疾病の「先天性サイトメガロウイルス感染症」の検査を実施することが推奨されています。

このことは直ちに、聴覚に障がいがあることを意味するものではありません。

　まだ、中耳に水が残っている場合や検査の時に泣いたり、動きすぎたりしてうまく判定できない場合もあります。お子さんがもつ聴力の程度は、これからの検査やふだんのお子さんの観察によって明らかになってきます。

　よって、聴覚に障がいがあるかどうかは現時点では不明のため、紹介した**精密聴力検査実施医療機関又は二次聴力検査医療機関**を速やかに受診し、詳しい検査・診察を受けるようにしてください。

　なお、詳しい検査を受けるまでの間、お子さんの聞こえやことばの発達について心配なことがありましたら、担当の産科・小児科の医師や助産師、耳鼻咽喉科の医師などにご相談ください。

また、今後、子育ての相談や適切な支援をするために保護者の同意の上、今回の検査結果を市町の保健師へ連絡させていただきますので、ご理解とご了承をお願いします。お子さまとご家族のプライバシーを守ることについては、十分な配慮を致します。

**【ご存じですか？赤ちゃん訪問】**

市町の保健師が、お家への訪問や電話で、お子さんの様子にあわせた育児相談を行っています。

詳しくは、担当医または看護師・ 助産師にお問い合わせください。